

市民の権利規定について

1 権利規定の方法

市民の権利を規定する場合、憲法や地方自治法の権利を確認的に規定する場合と、市民がまちづくりに主体的に関わることを担保するために新たな権利を規定する場合がある。

2 権利の主な内容と市民会議提言・事務局案における規定状況

(1) 憲法に規定されている主な権利

権利の内容	市民会議提言	事務局案
基本的人権(11条)		
個人の尊重(13条)		
生命、自由、幸福を求める権利(13条)		
生存権(25条)	5条(2)、8条(1)	
教育を受ける権利(26条)	4条(1)	

(2) 地方自治法に規定されている主な権利

権利の内容	市民会議提言	事務局案
普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利(10条2項)	8条(3)	
普通地方公共団体の選挙に参加する権利(11条)		

(3) 新たな権利

権利の内容	市民会議提言	事務局案
まちづくりに参画する権利	8条(2)	6条1項
情報を知る権利	8条(4)	6条2項
学ぶ権利	6条(2)	6条3項